

# 第1章 計画の策定に当たって

---

## 1 計画策定の背景

近年、福祉の各分野において制度の整備が進んだ一方で、『8050 問題』に象徴される地域社会からの孤立など、制度を超えた複雑で複合的な課題を抱える人の増加が大きな問題となっています。

このような中、国は令和 2 年 6 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を公布しました。

改正の趣旨は、地域共生社会の実現を図るため、①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、③医療・介護のデータ基盤の整備の推進、④介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、⑤社会福祉連携推進法人制度の創設、等の所要の措置を講ずることとなっています。

改正社会福祉法では、第 4 条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」と規定するとともに、第 6 条には「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」ことが盛り込まれました。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」社会を実現するための SDG s（持続可能な開発目標）の理念は福祉分野と共通し、積極的な取り組みが求められています。

## 2 計画の策定の趣旨

本市においては、平成 28 年 3 月に「第 3 次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、「第 3 次計画」の期間が満了することから、これまでの取り組みの評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく福祉課題に対して適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、「第 4 次焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

## 3 地域福祉とは

- 年齢や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自分らしく日常生活を送るため、地域住民や事業者、市その他関連機関が、相互に協力し、補い合うことを「地域福祉」といいます。
- 地域福祉には、一人ひとりが、普段の暮らしの中で幸せを感じることができる地域を作っていくという意味が込められています。
- 誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民のみなさん一人ひとりが主役となって地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会や行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と

人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係を築くことが「普通の暮らしの幸せ」実現のために大切になります。

- これからも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などを進める必要があります。

**「地域共生社会」とは…**

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。



## 4 本計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

「焼津市地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市が策定する行政計画であり、社会福祉法第 107 条に規定されています。

平成 30 年 4 月の社会福祉法改正により、「地域福祉計画」は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、保健福祉分野の上位計画として位置付けられました。また、計画策定は「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。

なお、改正された社会福祉法において、「市町村地域福祉計画」は以下のとおり位置付けられています。

#### (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

「焼津市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、住民及び福祉関係団体等が地域福祉の推進に主体的に関わるために焼津市社会福祉協議会が中心となって策定する住民福祉活動の計画です。

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

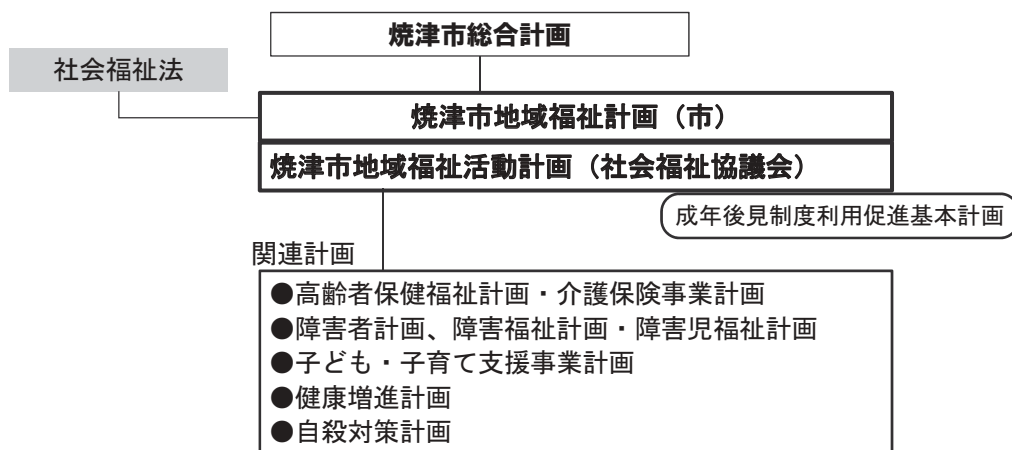
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 関連計画との位置付け

本計画は、市の根幹をなす「焼津市総合計画」を基本とし、保健福祉分野の上位計画として関連計画との連携を図ります。

また、市と社会福祉協議会は車の両輪のように地域福祉の推進に取り組んでいますが、連携をより一層強化し、より効果的に地域福祉の推進を実現するため「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を第3次計画に引き続き、一体的に策定しました。

なお、新たに「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。



## 5 計画期間

本計画との関連性が高い高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間3年間）、障害者計画（計画期間6年間）、障害福祉計画・障害児福祉計画（計画期間3年間）と足並みを揃えて計画を遂行するため、本計画期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、社会状況の変化や社会保障、社会福祉制度の改正などの動向を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じ計画の見直しを行います。